

# 彩の国特別栄誉章要綱

(平成8年3月29日施行)

## (目的)

第1条 この要綱は、豊かな彩の国づくりのために特別の功績のあった人又は団体に対して、彩の国特別栄誉章（以下「栄誉章」という）を贈ってこれを表彰し、もってその栄誉をたたえることを目的とする。

## (表彰者)

第2条 表彰は、知事が行うものとする。

## (表彰の対象)

第3条 表彰は、埼玉県国際化の進展や文化の向上など、県の重要事業の推進に多大な貢献のあった外国人又はその団体について行う。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、日本人又はその団体についても表彰することができる。

## (表彰の方法)

第4条 表彰は、栄誉章を贈ってこれを行う。

2 栄誉章は、賞状とする。

3 表彰に当たっては、記念品を添えることができる。

4 表彰を受けたものの氏名又は名称及び功績は、記帳本に記録し、表彰を受けたものの署名を添えて保存する。

## (表彰の時期)

第5条 表彰は、随時行う。

## (その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、表彰について必要な事項は、別に定める。

## 附則

この要綱は、平成8年3月29日から施行する。